

平成30年6月議会
提出議案（概要）

- 1 条例議案・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P1～6

子ども家庭局

北九州市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について

1 改正理由

国の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）の一部改正に伴い、関係規定を改めるもの。

2 改正内容

放課後児童支援員の資格要件（条例第11条関係）について、

- (1) 条例第3項第4号の「学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者」を「教育職員免許法第4条に規定する免許状を有する者」に改める。
- (2) 新たに「5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの」を加える。

旧	新
第11条 略	第11条 略
2 略	2 略
3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。	3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。
(1)～(3) 略	(1)～(3) 略
(4) <u>学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者</u>	(4) <u>教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条に規定する免許状を有する者</u>
(5)～(9) 略	(5)～(9) 略
	(10) <u>5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの</u>
4～6 略	4～6 略

3 施行期日

公布の日

【議案第94号】

北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

1 改正理由

「北九州市公共施設マネジメント実行計画」（平成28年2月策定）の基本方針に沿って昨年12月策定した「公の施設に係る受益と負担のあり方」に基づき、公の施設の使用料を改定するため、関係規定を改めるもの。

2 改正内容

(1) 使用料の引上げ

下表のように施設使用料を改定する。

足立青少年の家、少年自然の家（もじ、かぐめよし、たしろ）、畑キャンプセンター、玄海青年の家、夜宮青少年センター、ユースステーション、児童文化科学館、こども文化会館	青少年	1.5倍

(2) 貸出時間等の見直し

会議室などの利用時間の単位を1時間あたりに改定する。

3 施行期日

平成31年4月1日

4 経過措置

条例施行日の前日までに改正前の条例の規定により使用の許可がなされた使用料については、なお従前の例による。

5 その他

年長者施設利用証（65歳以上に交付）による減免の見直し（10割減免で無料となっている施設については3割負担とする）については、使用料改定の施行期日（平成31年4月1日）に合わせて行う予定。

【議案対象外：減免の見直しは条例改正を伴わないため】

子ども家庭局所管分施設の使用料の改定内容

1 青少年施設 【基準となる受益者負担割合：10%】

改定する施設	改定内容
青少年の家 （足立青少年の家、少年自然の家（もじ、かぐめよし、たしろ）、畑キャ プンプセンター、玄海青年の家、夜 宮青少年センター、ユースステ ーション） 児童文化施設 （児童文化科学館、こども文化会館）	青少年施設の受益者負担割合は4.9%であるため1.5倍に 料金を改定 （基準による改定率は2.0倍であるが、激変緩和1.5倍を 適用） 宿泊に関連する以外の諸室に関する料金は、午前・午 後・夜間の3区分から1時間単位に変更

子ども家庭局所管分施設の使用料改定（案）

（単位：円）

■ 足立青少年の家、少年自然の家（もじ・かぐめよし・たしろ）、玄海青年の家、夜宮青少年センター

区分等	現行使用料						改定案					
	一般		高校生以上 （学生） 及びその指導者		小・中学生 及びその指導者		一般		高校生以上 （学生） 及びその指導者		小・中学生 及びその指導者	
宿泊（1人1泊） ※夜宮青少年センターを除く	500		200		100		750		300		150	
体育館 スポーツホール （宿泊を伴わないとき）	9時～12時		12時～17時		17時～22時		9時～12時		12時～17時		17時～22時	
	平日	土・日	平日	土・日	平日	土・日	平日	土・日	平日	土・日	平日	土・日
	1時間又はその端数ごとに											
	玄海青年の家 夜宮青少年センター	1,500	2,000	3,500	4,500	3,500	4,500	750	1,000	1,050	1,350	1,050
少年自然の家 （もじ・かぐめよし・ たしろ）	1,000	1,300	2,300	3,000	2,300	3,000	500	650	690	900	690	900
各室（宿泊を伴わないとき） 会議室・研修室・音楽室 工作室・美術工芸室・茶室 集会室・和室	180		350		550		1時間又はその端数ごとに					
	90		100		160							
備考	※市内の小・中学生が指導者の引率のもとに使用するときは、指導者に係る使用料を含め、使用料を徴収しない。 ※宿泊する場合、シーツ等のクリーニング代として実費を徴収する。											

■ 畑キャンプセンター

区分等	現行使用料			改定案			
	一般	高校生以上 （学生） 及びその指導者	小・中学生 及びその指導者	一般	高校生以上 （学生） 及びその指導者	小・中学生 及びその指導者	
研修室（1人）	宿泊を伴うとき	1,000	800	500	1,500	1,200	750
	宿泊を伴わないとき	500	350	250	1時間又はその端数ごとに		
		150	100	70			
バンガロー	4人用	1棟	4,000	6,000			
	6人用		6,000	9,000			
	10人用		10,000	15,000			
テント	常設	1張	5,000	7,500			
	フリー		2,500	3,750			
備考	※市内の小・中学生が指導者の引率のもとに使用するときは、指導者に係る使用料を含め、使用料を徴収しない。 ※宿泊する場合、シーツ等のクリーニング代として実費を徴収する。						

■ ユーステーション

区分等		現行使用料				改定案				
各室		10時～13時		13時～17時		17時～21時		10時～13時	13時～17時	17時～21時
		1時間又はその端数ごとに								
多目的ホール		700		900		1,450		350	330	540
会議室1 会議室2 調理室		350		500		700		170	180	260
工芸室		550		600		900		270	220	330
スタジオ		10時～17時		17時～21時		10時～17時		17時～21時		
		平日	土・日 休日	平日	土・日 休日	平日	土・日 休日	平日	土・日 休日	
		1時間又はその端数ごとに				1時間又はその端数ごとに				
スタジオ1 スタジオ3		800	1,000	1,000	1,200	1,200	1,500	1,500	1,800	
スタジオ2		700	800	800	1,000	1,050	1,200	1,200	1,500	
備考		※市内の小・中学生が指導者の引率のもとに使用するときは、指導者に係る使用料を含め、使用料を徴収しない。								

■ 児童文化科学館

区分等		現行使用料			改定案				
入場料(1日1回)		一般	中・高生	小学生	一般	中・高生	小学生		
個人	A	300	200	150	450	300	220		
	B	100	70	50	150	100	70		
団体 30人以上 50人未満	A	270	180	130	400	270	190		
	B	80	60	40	120	90	60		
団体 50人以上	A	240	160	120	360	240	180		
	B	70	50	30	100	70	40		
備考		※A：展示室及びプラネタリウムに入場するとき B：展示室のみに入場するとき ※市内の小・中学生が学習計画に基づき教員の引率のもとに入場するときは、教員に係る入場料を含め、入場料を徴収しない。							
各室		9時～12時		12時～17時		9時～12時		12時～17時	
		平日	土・日 休日	平日	土・日 休日	平日	土・日 休日	平日	土・日 休日
		1時間又はその端数ごとに				1時間又はその端数ごとに			
大集会室		700		1,100		350	330		
小集会室 児童文化財室		180		350		90	100		

■ こども文化会館

区分等		現行使用料				改定案							
各室		9時～12時		12時～17時		17時～21時		9時～12時		12時～17時		17時～21時	
		平日	土・日 休日	平日	土・日 休日	平日	土・日 休日	平日	土・日 休日	平日	土・日 休日	平日	土・日 休日
		1時間又はその端数ごとに											
児童劇場		1,800	2,100	3,600	4,300	4,500	5,400	900	1,050	1,080	1,290	1,680	2,020
その他の室		180		350		550		90		100		200	

【参考】議案対象外

(高齢者減免の見直しは条例改正を伴わないため)

資料3

高齢者減免見直し対象施設（子ども家庭局所管分施設）

- 年長者施設利用証（65歳以上に交付）により、現在10割減免で無料となっている
下記の施設については、3割負担（7割減免）に見直す予定。

(単位：円)

施設名	料金区分	【参考】 一般料金 改定案	減免後 料金 (7割減免)	備考
児童文化科学館	入場料A	450	130	
	入場料B	150	40	

※A：展示室及びプラネタリウムに入場 B：展示室のみに入場